

建設業者等の指名停止について

平成30年8月31日
土木部監理課

1 指名停止措置業者

(1) 株式会社 笛田組

入札整理番号 12-0670

主たる営業所 南魚沼市五郎丸305

(2) 上記の者が構成員となっている共同企業体

2 指名停止期間

平成30年8月31日から平成30年9月13日まで

3 指名停止の理由

総務管理部管財課発注の南魚沼地域振興局利雪施設搬入口改修工事において、平成30年8月9日に工事関係者1名が負傷する事故を発生させたことが、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領2条第1項（別表第1、第7号）に該当するため。